

## 第8 首都圏における災害対策

### 1 災害対策の必要性・重要性

今後30年以内に7割の確率で首都圏に影響を及ぼすマグニチュード7クラスの地震が発生すると言われて久しく、発生した場合、最大の被害想定で建物倒壊や火災での死者が2万3,000人、避難所生活者が460万人と言われている。2016（平成28年）年12月に発生した糸魚川大規模火災では、木造住宅密集地域（いわゆる木密地域）における失火による延焼の危険性があらためて明確となった。東弁としてかかる事態を想定した防災・減災対策と発災後の準備を進めておかなければならない。

### 2 東京における防災対策

#### (1) 平時における防災

2004（平成16）年に東京三会在他の専門家職能団体等に呼びかけ、「災害復興まちづくり支援機構」が創設された。この機構は、東京都と協力関係を構築している、防災まちづくりだけでなく災害が発生した場合には東京三会在同機構と協力して各種相談事業や復興まちづくり事業等を行うことになっているが、我々は、引き続き同機構の活動の充実・強化を支援していく必要がある。熊本地震や糸魚川大規模火災における地元単位会での活動に鑑みれば、発災時の時点における機敏な対応が重要であることは明らかである。

また、被災者に対して必要な情報を速やかに提供するほか、災害弱者をはじめ都内全域の被災者のための相談体制や紛争解決のための震災ADRを準備しなければならない。

災害対策として、平時に備えを十分に行うことも重要である。地区防災計画や地域防災計画作りに関心を持ち、計画策定に関わることやコミュニティにおける災害対策を支援することのほか、発災を想定した訓練の実施が欠かせない。危機意識・危機管理を忘れないための広報活動、大きな視点での平時の災害対策として、自治体との連携、社会福祉協議会との連携、企業やボランティア団体との連携を深めることが重要である。

#### (2) 東京弁護士会災害対策基金の活用

東京を襲う地震等が発生した場合、被災者数は東日本大震災を上回ることが予想される。東弁は、被災者支援、復旧支援活動を支えるための活動資金として、また、会員が重大な被害を被った場合に、会員やその家族の支援のため、2016（平成28）年9月、東京弁護士会災害対策基金（以下、「災害基金」という。）を創設した。そして、同年11月2日開催の臨時総会において、東京弁護士会災害基金創設に伴う災害基金特別会計（以下、「災害基金特別会計」という。）に2億円の組み入れが承認された。

東京周辺で大震災が発生すれば甚大な被害が予想されている状況のもと、このような活動資金を用意することにより、大規模災害発生時に、適時かつ適切な支援活動が可能となる。また、東日本大震災や熊本地震における法律相談需要や震災ADRの利用実績や東京における被害想定と東京弁護士会の会員規模に鑑みれば、2億円という基金の規模は相当である。したがって、同基金創設は評価すべきである。

なお、基金創設後の支出実績として2016（平成28）年度に糸魚川大規模火災が発生した新潟県弁護士会に対して見舞金として50万円が支出された。

### 3 今後の課題

東京三会では災害対策マニュアルが存在するが、十分に周知されているとはいえないし、内容も机上のものといえる部分があり、改訂と周知が急務である。また、東京三会の会員は近隣他県に居住している会員が多く、近隣単位会との協力関係の形成も求められる。

被災者の法律相談としては、23区の多くの区では、各区にある地元法曹会が相談活動の担い手になることが想定されている。そうであるならば、東京三会は各区の地元法曹会と連携してそのバックアップをすべきことになるが、その準備も決して十分とはいえない。離島への支援策も今後の課題である。

また、自主的に支援活動を行う弁護士グループが多数発生することが想定されるところ、各区や自主グループによる相談活動によって認知された被災者のニーズを集約して、さらなる支援の拡充や立法活動へ結びつける仕組み作りが求められる。

現在、弁護士・弁護士会の事業継続のために安否確認テストを繰り返しているが、参加率は12%程度と低い。この現状に鑑みるならば、発災した場合、安否確認のできない会員が多数に及ぶ前提で東弁の事業継続計画（BCP）の見直しが求められる。

さらに、糸魚川大規模火災でも再認識されたが、首都圏においては木密地域が多数点在し、このような地域では地震が起こらなくても、単なる失火を端緒として大規模災害に陥る危険性が高いことは従前から指摘されている。東弁としては、地震のみならず地震によらない大規模災害も想定した防災並びに発災後の支援の準備を進めておかなければならない。